

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和4年2月15日（火）午後1時 議場

出席委員（8名）

（委員長）矢田貝 香 織 （副委員長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次
前 原 茂 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【市民生活部】永瀬部長
〔クリーン推進課〕清水課長 白鳥生活環境担当課長補佐 池口廃棄物対策担当課長補佐
【福祉保健部】大橋部長兼福祉政策課長
〔福祉政策課〕山崎地域福祉推進室長
〔健康対策課〕中本課長 渡部課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 岡村議員 奥岩議員 田村議員 中田議員 又野議員
報道関係者2人 一般1人

報告案件

- ・一般廃棄物処理におけるごみの減量化等の施策の見直しについて [市民生活部]
- ・重層的支援体制整備事業の実施及び総合相談支援センターの開設について [福祉保健部]
- ・新型コロナウイルスワクチン追加接種等の対応について [福祉保健部]

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○矢田貝委員長 ただいまから民生教育委員会を開会します。

本日は、執行部から3件の報告がございます。

初めに、一般廃棄物処理におけるごみの減量化等の施策の見直しについて、当局の説明を求めます。

清水クリーン推進課長。

○清水クリーン推進課長 そういたしますと、一般廃棄物処理におけるごみの減量化等の施策の見直しについて報告させていただきます。本市は、昨年2月に策定いたしました第4次一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、ごみの減量化等の施策に取り組んでいるところでございますが、このたび、ごみの減量化及び適正処理の推進に向けまして、令和4年度に向け施策の一部を見直すことといたしましたので、御報告いたします。

まず、四角囲い1、生ごみの減量の推進についてでございますが、家庭系可燃ごみの3

分の1を占めます生ごみ。これは家庭系可燃ごみの減量化に向けて、この推進は不可欠であるということから、さらなる推進を進めるために、生ごみ処理機等の購入費補助の拡充を行おうというものでございます。(1)、(2)、それぞれ、(1)は生ごみ処理機等の購入補助の拡充ということでございまして、令和3年度の実績は34件購入費補助をいたしました、4年度に向けて、年間その5から6倍程度、200件程度の補助の活用を見込むこととしております。

(2)の段ボール堆肥入門キットの無料配布の拡充ということでございますが、こちらでも今年度85セット配布等をしてしておりますが、来年度に向けまして、約2倍強の200セットの配布、公民館講座等で段ボール堆肥の講座等をしながら配布等を考えているところでございます。

次に、四角囲い2の混合粗大ごみ処理実証事業の実施についてでございますが、こちらの混合粗大ごみというのは、一般的には、よくございますのはスプリングの入ったソファーとかベッド、あとは金具がついたたんすとか、あと、座椅子などございますが、そういったものにつきまして、市民の方からなかなか分けて出すのがちょっと難しいというようなお話がございます。私どものほうにも問合せがあった際には、可燃物と不燃物に分けて出してくださいねということで御案内はするんですけども、なかなか難しく、業者さんのほうでも高額な処理費がかかるであるとか、あとは業者さんによってはちょっと断られるケースもあったりということで、市による収集の要望がございまして、令和元年度にアンケートをした際にも、今後、米子市のごみ処理についてどのようなことを望まれますかというアンケート結果でも一番要望のあった事柄でございまして、これにつきまして、令和4年度に回収をするための実証事業を実施したいと考えております。

実証事業の概要についてでございますが、これは実証事業に御協力いただく対象地区の市民の方をまず想定してございまして、クリーンセンター内のストックヤードまで持ち込んでいただいて回収して処理することを考えております。事業期間といたしましては6か月程度を考えてございまして、できれば今年の9月ぐらいから開始したいと思っておりますが、対象地区につきましては、クリーンセンター周辺地域、加茂、河崎、夜見とする予定でございまして、この地域につきましては、クリーンセンター内に新たな可燃ごみ以外の一般廃棄物を受け入れる際には、3地区の自治連合会で構成されてますクリーンセンター対策委員会様とその都度協議を行っておるんですけども、そのようなことから、このたび実証事業についても3地区の御協力を賜って、実施に向けて話を進めていきたいと考えております。

次、資料をはぐっていただきまして、回収に伴う処理手数料でございまして、これにつきましては、現行の可燃ごみの処理手数料や、ほかの自治体でもやっておられまして、近隣でいえば鳥取市さんとか境港市さん、大山町、伯耆町、松江市さん等がやっておられますので、そちらのほうの例を参考に今後検討していきたいと思っております。

回収した混合粗大ごみにつきましては、クリーンセンターのストックヤードで回収して、それを資源化できる業者さんのほうに業務委託をする予定でございまして、この実証事業を通しまして、行く行くは全市的に展開できればということで、本格導入に向けての仕組み等を検証していきたいというふうに考えてございます。

次に、中ほどでございますが、四角囲い3、福祉制度等を利用する高齢者・障がい者のごみ収集方法の改善ということでございまして、これにつきましては、現在、福祉制度や

家事支援を利用してます高齢者・障がい者のごみの収集方法につきまして、こちらのクリーン推進課のほうに、ホームヘルパーさん等から日中に支援に入ってごみを集めて、例えば翌日の8時半までに出さないけんとかってというのがなかなか難しいということでもちょっと御相談を受けておりまして、それについて、廃棄物処理法に抵触しない範囲でごみ出しができないだろうかということがございまして、それについて、例えば、一度事業所のほうに持ち帰っていただいて、その事業所にうちのほうから定期収集という形でごみを取りに行く場合には廃棄物処理法に抵触しないということがございますので、このような事柄につきまして実証事業を、これも令和4年度に実施したいと考えております。

ただ、今、市内のほうは高齢者の方とか障がい者の方、福祉制度とかを利用していなくても、通常のごみ出しに困っておられる方もたくさんおられるというふうに向っておりますので、こちらについては福祉保健部のほうで地域福祉計画等がありまして、そちらのほうでは地域の支え合いということで生活全般の支援等をされておりますけども、そちらのほうとの整合性を図ったり、連携を深めまして、令和4年度の実証事業はこういうことですが、こういったことに基づきまして、そのほかの方々に対してのごみ出し支援等についても今後は検討していきたいというふうには考えてございます。

次に、3ページ目になりますが、四角囲い4、資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付事業の廃止ということでございます。こちらのほうは平成3年度から実施しておりまして、約30年間実施してきたところでございますが、このたび今年度限りで廃止するというようにしております。

廃止の理由といたしましては、この事業は皆さん御存じだと思いますが、ごみの減量やリサイクル資源化を目的に、主に子ども会であるとか自治会、PTA等の団体様が資源ごみ、そこに書いてあります古紙類等を回収されまして、その推進のために事業所からの回収金のほかにプラスアルファで奨励金を市のほうが交付している事業でございますが、近年、交付団体の数が減少傾向にあるということや、市内全域の資源ごみの収集ルート、これは有料化等ありまして、資源ごみを市のほうも回収しておりますので、そういったルートも確立されていると。あと、最近ですと、民間事業者さんも資源ごみの回収をされてるといったような環境の変化がある中で、今回この事業を廃止したといたしましても、実際の米子市全域の再資源化の量が減少することは想定しづらいということと、あと皆さん分別等御協力いただいておりますので、市民のリサイクルに対する意識のほうも醸成されてるといことで、本当に、当初の頃はごみの資源化推進において、この集団回収というのは非常に多大な役割を担っていただいていたんですが、このたびをもちまして廃止にしたいというふうを考えております。

説明は以上です。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 説明いただきましたので、まず市民の要望に寄り添った各施策だなど思っております。評価したいと思います。ありがとうございます。

1つですけれども、最後、資源ごみ回収運動推進事業奨励金交付事業の廃止ということですが、私はこれは民間が今やってくださっているもので、市の税金を使ったこの事業、一

定程度もうここで廃止でいいんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、市民の方たちは今まで回収を自分たちでしていたところ、どこに持っていけばいいかなというふうに思われる方もいらっしゃると思いますので、ホームページだとか、またごみカレンダーなどで、ここに持って行ってくださいとか、そういうふうに分かりやすく周知をしていただくとさらにありがたいなというふうに思っておりますので、要望したいと思います。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにありますでしょうか。

石橋委員。

**○石橋委員** 3つのことが大体説明していただきましたけど、それぞれにお伺いしたいと思います。

最初に、生ごみの減量の推進ですけど、ごみの減量化を進めていくって言うことは、今大事な、必要なことだというふうに思っています。生ごみというのは、さっきも言われましたが、3割以上が生ごみということで、ここをどう減らすかというのは大きなことだと思うんですね。でも、なかなか段ボールコンポストみたいなものも、実際の数を見ると進んでいないってところなんですけど、その辺で、17年かな、何かのアンケートを取られていますけども、ごみの減量化についての。その中での意見を見ても、分別はやっぱり大事だっという事で、でき得る限りの分別の努力してるって言う人が多いわけですね。その中で、生ごみも頑張ってるって言われてるんですけど、たしか九百四十何人のお答えの中で、200人くらいは生ごみも分けるようにしてるって言う答えだったと思います。ですけど、でも実際にはその処理の仕方が進んでないというのが現状だと思うんですね。いろんなネックがあって、段ボールでやるにしても、集合住宅だったり、住宅事情でちょっとできないとか、肥料にしたものをどうするんだとか、いろんなネックがあると思うんです。そういうことを解決できるような、個々の努力に任せるのではない、やっぱり実施のための政策って言うのが必要だっという事をどなたもが言っておられると思います。そういう意味で、大きく生ごみの減量に取り組めるような、その形態、制度っていいですか、そういうものをつくる、各家庭で個人が努力するだけではなくて、市のほうで生ごみを集める施設とか、大型のコンポストとか、家庭で、個々ではできないけど、何か制度があれば協力する気はやまやまの市民の願いに応えられるような、そういうことをやっぱり模索して、それこそ実現しなければ減らないと思うんです。ので、そこをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

でも、減量化って言うのはどうしても必要で、アンケートの答えの中でも、今、ごみの問題で一番問題は何かっていうので答えられてるのは、地球の温暖化と、資源を結局無駄にして、ごみにするのは問題だっというふうに答えられてるので、その意識で、これまでのごみの処理の仕方とやっぱり大きく変えるべきだと思うし、市民が生活の中でどうやったら分別したり減量化するために動きやすいかっという事をやっぱり模索する必要があると思います。

これの、生ごみのことについては、個々の希望されるって言うか、努力しましょうって言う人のこういうものに応えるって言うこと以外に何か考えてはいらっしゃるんですか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 生ごみの減量化につきましては、そちらの下の四角囲いの参考

のところがございますが、生ごみの水切りの周知とか、以前からしております啓発等も引き続いてやっていきたいと思えますし、今、食品ロス削減等もございますので、そういった観点からも生ごみの減量化の啓発等を行っていききたいというふうにも考えてもでございます。

今回、生ごみの減量ということで補助をする方々に対しましても、あわせて食品ロスの削減の啓発等もさせていただいて、そういった啓発の輪といいますか、そういったものを広げていただくような取組もしていきたいなというふうには考えております。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** どこだったか、鹿児島島の辺の大崎町とかいうところは80%ごみを減らしたという実績が上がってるんですが、決して若い元気な人ばかりではない町だと思います。高知もそういう村が、8割減らしたというのがありますけど、それは分かりやすい方法で、出しやすい形にやっぱり政策が取られてるわけですので、ぜひそのところを進めていかなければいけないと思えますので。これは要望です。

次、すみません、粗大ごみのことですが、本当に分けて出せないものっていうか、なかなか個人では出せないものっていうのは悩ましいところですので、これはぜひ進めていただきたいと思うんですが、これで6か月ぐらい実証実験をされてから、また全市に広げるような、集める場所についても、やっぱりクリーンセンターだけではなくて、ほかのところにも持ち込めるようなことも考えてもらったら、全市的には動きやすいかなと思うんですけど。ぜひ進めてほしいというふうに思います。

3つ目ですが、障がい者の方、高齢者の人のごみ出しについても、とてもこれも市民の要望に沿ったことだと思うので、進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、最後に資源ごみのことですが、今、資源ごみの回収の運動に参加されてる団体っていうのはどれくらいあるんですか。書いてあったかいな。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** お手持ちの資料にあります、令和2年度まででございますけども、ちなみに令和3年度、今現在は39の団体の方が御利用しております。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 始まった30年前とはいろいろ生活の実態とか家族の実態も変わってるので、それに合わせて変わっていくってことはあり得るのかなっていうふうに思うんですけど、この奨励金というのは大体どれくらい出たもんですか。それも書いてあった、ごめん、すみません。1団体に幾らということになるんでしょうか。ばらばらか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 奨励金ですけど、例えば新聞紙でございますと1キロに対して4円、一升瓶でございますと1.8リットルの一升瓶に対して3円とか、アルミニウム缶ですと、これも1キロについて3円等でございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 大分前に中学校の廃品回収とかやったなっていう記憶が、ちょっと古いんですけども。PTA費なんかのやっぱり補助のためっていうような思いも、PTAとかそういう団体の活動費に充てるっていう意味合いもあったと思います。そういう意味では、それぞれの団体の活動費の見直しといいますか、十分にそれがあのかっていうところもあるんだと思うんですけど、PTAの負担を軽くするとかいうような動きもないと駄目な

んだらうと思います。すみません、以上です。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** ちょっと私の意見を申し上げておきたいと思います。このリサイクルについて、私が先導をしてずっときたんですけれども、分別については2市、今の米子市、西部広域の中で、二大分別、可燃ごみ、不燃ごみから15分別まで枠を広げて、今の、現在に至っておるといふ形なんですけれども、先ほどから説明がありますように、混合粗大ごみ、これは今の平成5、6年かな、分別が大きく変わった中で、住民の方々から大変に苦情なり要望を受けました。しかしながら、説明をしてずっと歩きまして、御理解をいただいて現在に至っておるといふふうに私は認識をしておるんです。そういう中で、今後粗大ごみをやっつけていかれるということで、私の意見ですけど、困った方、例えば高齢者の方、障がい者の方に限定をされてそういう受皿を確立していくのは私は賛成です。ただ、ここで大事なことは、廃棄物の収集、いわゆる分別排出体系をある程度緩和していくと、どんどん崩しに崩壊してくる可能性が私は大だと思ふんです。私の経験上そうだったんですけれども、例えば不燃素材と可燃素材と分けておって、今回、混合粗大にした。じゃあ、不燃ごみの中にも可燃ごみ多少入れてもいいがなというふうな風潮が来た場合には、なかなかそこを確立、元に戻すということは難しい。不燃ごみの中に可燃ごみが入ったときにはプラザは処理できません。そういう処理体系になっておらないんです。ましてヤクリーンセンターに、可燃ごみの中に不燃ごみが入っても処理できません。そういうふうなことも改めて住民の方々に御理解をいただいた上で、なおかつ困った方々への受皿を整備するというのは私は大賛成です。そういうふうな一つの考え方も十分当局の中にも組み込んでいただいて、実証試験の中である程度成果が出てくるんでしょうから、その辺のところを酌みして処理体系を整備して、私はいただきたいというふうに思います。これ、後から答弁ください。

もう1つ、今のPTA、子ども会の資源ごみの対策、これは子どもさん方に教育の一環で、学校なりPTA等から要請を受けて取り組んだ経緯があります。そうした中で、子どもさん方がリサイクルに取り組んでいただいて、帰って、家庭の中で、今日アルミ缶分けたよ、スチール缶分けたよ、どう分けたよ、親御さんに逆に啓発をしていただくというふうな背景もあったんです。そういう形で、今、米子市の分別排出の体系が私はある程度確立してきたのではないかなと。そういう観点でいけば、この取組状況というのは大きく貢献してきておると私は推察しております。一挙にこの制度を取りやめるといふのは、私はいかなるものかと。逆に言えば、教育の一環の中でこういうことを進めていただきたいというふうに私は思っておりますし、もう1つは、今までのPTAや子ども会等の御意見を、アンケートなりいただいて、そういう使命は終わったというふうな皆さん方の共有認識であれば、私は政策変換はやむを得ないだろうなというふうに思うわけなんですけれども、ただ、令和2年でもまだ43件というふうな実態がある。そういうふうな実態を加味した上での十分に判断をなされたのかどうなのか、そういうふうな意見も置き去りにしては私はないというふうに思ふんです。そういうところを、まず、その2点を部長さんに伺っておきたい。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** まず、1つ目の混合粗大ごみの件、委員御指摘のお考え、私も同感

でございます。この混合粗大ごみ、確かにお困りの方、技術的にもなかなか、可燃部分と不燃部分、こういうふうに分けてっていうのができない素材っていうのはどうしてもあるのかなど。それで、元気な方々は頑張っていて、私たちも家でやってますけど、それがどうしてもできないような人、お困りになってる人たちのニーズに合わせて何か見直すことができないかっていうことでの実証実験でございます。決して、全市的にこれまでにいろいろと市民の方々に御協力をしていただいている分別の仕方をなし崩しになるような形でもって、何でもいいですよみたいな形はしちゃいけないっていうふうに思ってます。ですから、この実証実験を始める段階から、そういう趣旨の事業展開を検討したいと思ってるっていうことを含めてこの事業を始めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、この資源ごみ回収運動っていうのは、委員御指摘のとおり、大変子どもさんの教育の観点、それから地域でのいろんな意識啓発に御協力していただくということで、絶大なる御貢献をこの米子市にもたらしていただいたと私も思ってます。私も子ども会のこととかで関わったこともありますし、それから自治会でも空き缶をプレスして小さくして出すとかっていうのもやっておりました。それで、今のこの資源ごみの回収運動推進のやっただく団体の数のことを私なりに考えたときに、やっぱり少子高齢化っていう問題、このことも手伝って、取組される団体も少なくなっているっていう実態があるんじゃないかと思ひます。

それと、ごみ処理全体について申し上げることになると思ひますけども、やっぱりそういった少子高齢化をはじめとする、ごみを取り巻くいろんな環境の変化、これについては少しずつでも見直しをしていきながら、逆に必要とされる部分に力を入れていかないといけないと思っております。確かに教育という問題、先ほど言われましたように、子どもから親に、逆の立場で啓発、いい関係性ができて、分別意識とかそういったものが家族の中にもたらされるっていうのは大きな意義がございますので、これを廃止する場合にも、何とか民間の施設も利用しながら、同様のことが続けていかれたいっていうところにはぜひそういった御案内もしたいですし、さらに教育委員会とも連携しながら、この資源ごみ、あるいは資源ごみにかかわらず、いろいろなリサイクル、あるいはごみ処理全体の問題について連携できることがないかっていうのを教育委員会とも相談をしていきたいと思ひます。

ただ、今回、我々としても長年続けてきた、いろいろな取組をしてきたわけですけど、資源ごみ回収運動については、できませ得るならば、この令和3年度をもって一応の締めとさせていただきます、また違う形で啓発につながるような取組を展開できればなというふうに考えております。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** この資源ごみ回収っていうのが本当に伝統ある、大きな成果があった事業だなと私も理解しておるんですけど、部長さんがおっしゃるように、違った制度の考え方が出ていくなれば私はそれで丁とするんですけども、ただ施策展開について大きな変化を発生させるっていうのは当然住民のニーズを踏まえていかなければなりませんけれども、やはり、その良好的な波及効果が創出できる施策であれば私はいいと思うんですけども、逆に悪循環の創出できるような施策ではあってはならないというふうに、私はそういうふう

に認識しておるんです。そういうふうな形で、分別収集体系の確立ってというのは相当な時間もかかりますし、労力もかかります。その辺のところを十分に、過去の経緯なり他市の事例を十分に理解した上で、この展開については十分に検討していただきたいというふうに私は要望しておきたいと思います。

**○矢田貝委員長** 森谷委員。

**○森谷委員** 3人の委員が話されてますので、かなりその点に関しては同感する部分が多いんですけども、第4の資源ごみの回収運動に関して、令和2年がかなり減ったということも大きな、今回中止する理由になってますけども、この自治会とか子ども会等々、コロナで自治会等々、かなり行事がなくなって、そのことの影響がこの回収にも影響してるっていうことはないのかどうかをちょっと確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 今、委員さん御質問のとおり、このコロナ禍ということで確かに活動が減ったというふうに伺っておるところもございまして、またちょっとこれを機に活動そのものをやめていくというふうにおっしゃっておられる団体等もあるといったような今状況ではございます。以上です。

**○矢田貝委員長** 森谷委員。

**○森谷委員** それと、もう既に令和4年度の各自治会等も計画と予算を組んでると思うんですけども、結局、奨励金、交付金が何十万とかという金額だということは、自治会とか子ども会によっては既に令和4年度の計画の予算の中にそれをあてがってるところもあるとしたら、この3月で終わるっていうことに関する現場の影響はあるかと思っておりますので、その辺もちょっと含めて検討していただけたらいいかなというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

**○矢田貝委員長** 回答は要らないですか。

清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** こちらも委員さん御指摘のとおり、次年度の活動の会計にということもあろうかと思っておりますので、こちらにつきましては、ふだんからコミュニケーションは取るようにはしてるんですけども、なるべく早くそういったような周知に努めてまいりたいというふうにも考えてございます。

**○矢田貝委員長** よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 最初に、生ごみ処理機等の関連で、まず、この生ごみ処理機、生ごみ処理容器、この辺のことを違いを含めて、ちょっと簡単に説明をお願いをしたいと思います。これ、補助なので、市民がこれを購入するときに市民の負担が幾らで、そのうちのどれくらいを補助するのか、その辺の金額的なことも説明ください。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** まず、ここにございます生ごみ処理機というのは、一般的に電動で、いろんなパターンがあるんですけど、生ごみを乾燥させて減量化するやつとか、酵素で生ごみのほうを肥料化したりとかっていうのがありまして、主に電動とするようなやつがここでいうところの生ごみ処理機と言われるもので、大体一般的に2万円から10万、



インターネット等では二、三万円のもの結構ございます。あと、家電量販店等では10万円前後の商品等がございます。これが生ごみ処理機でございます。

あと、生ごみ処理容器というのは、いわゆるコンポストと呼ばれてまして、落ち葉とか枯れ葉とか野菜くずをそこにに入れて、微生物の働きで分解して、発酵させて肥料化するような、この外側のプラスチック製の容器、これが一般的によく皆さんが御購入されておりました、これはホームセンター等で売っておりました、二、三千円からございまして、金額的にはそれぐらいでございます。

補助につきましては、基本的には購入費の半額で、上限がお一人2万円ということで定めてございます。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。

ここには令和3年度実績というふうに書かれてますが、多分、これまでもずっとそのやってきて、こういった処理機とか処理容器を使ってるというのは実績としてこれまであったと思います。これで、そのうち半額補助。実際そういった補助をして、ちゃんというか、効果的かどうか、想定どおりこれは使われているというか、そういった、補助の結果使われているとすると、多分生ごみの量は減ってるはずですけど、その辺の、これまでの経緯に関しての検証というのはされているんですか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 令和2年度に過去5年間、平成28年度から令和2年度までに補助を受けられた方にちょっとアンケート調査を行いまして、これが129人に送らせていただいたんですけども、105人の回答、80%ぐらい返ってまいりまして、その結果、かなり皆さん有効だというような御意見等を割といただいております、そういったような形で検証といいますか、把握はしておるところでございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今回、生ごみ処理機150件、生ごみ処理容器50件、これで、これが予定どおり使われたとして、どのくらい生ごみが減るといふふうに考えられるんですか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** すみません、そこは1人当たり、例えば年間どれぐらい減るかといったようなところは、今ちょっと数字では持ち合わせてないんですけども、大体、一般的にはふだん出す生ごみの量の10分の1ぐらいまで減少するというふうには言われておりますので、ただ人数がさほど多くないので総量としては少ないのかもしれませんが、そういったぐらいの量は減っていくといったようなところでございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 10分の1というのは、こういった処理機、処理容器を使うと10分の1ぐらいに減るといふふうに一般的に言われているということですね。分かりました。

それから、生ごみに関してなのですが、これは容量を減らすということだけど、例えば、収集で生ごみだけを収集して、それを例えばメタン発酵とか、そういった事例は他の自治体とかあるとは思いますが。そういった方向性の考え、もちろんやるときに一遍に米子市全域なんかできないと思うんですが、ある地域をそれこそ実証的にやるとか、そういったことは検討はされているんですか。

○**矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** 今、委員さん御質問の、例えば実証事業的にある地域に限って生ごみだけを集めて、その生ごみだけを処理するといったような計画というのは現在してないところでございます。今、ちょっと私どものほうでもほかの自治体等をされてるのいろいろな研究等はしてるんですけども、実際生ごみだけをじゃあどこに集めるんだろうとか、結構ハードルは高いんだろうなというふうには思っておりますけども、具体的な検討とかは今現在行ってないところでございます。

○**矢田貝委員長** 土光委員。

○**土光委員** 研究段階という感じなんですね、要はね。分かりました。

それから、資料で家庭系可燃ごみのうち33%生ごみというふうに書いてます。この家庭系可燃ごみというのは、例えば、いわゆる飲食店関係が出すごみ、これも入りますよね、この中に。一般廃棄物じゃないですか。その辺のところ、ちょっと確認です。

○**矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** 今言っております家庭系可燃ごみというのは一般廃棄物なんですけども、皆さんがおうちからステーションとかに出される、青い袋に入れて、あの分を一般的に言っております、委員さん今御質問の事業所なんかから出るのは、事業系一般廃棄物というくくりで、許可業者さん等がクリーンセンター等に持ってこられたり、あと、直接事業所が持ってこられたりして処理しております。

○**矢田貝委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、ここの33%というのは、全体の一般家庭から出るごみが33%を占めているということですね。

それから、例えば米子市で1人当たり1日190グラムとありますけど、この190グラムには事業系の生ごみ、これは含んだ数字ですか、それとも含んでいないんですか。

○**矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** 含んでおりません。

○**矢田貝委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。

それから、混合粗大ごみの実証実験に関してですが、これは市民がクリーンセンターに持ち込んでストックヤードで回収する。回収した粗大ごみの処理は業者に委託して処理する、この業者に委託というのは、つまり可燃部分、不燃ごみがある、そういったものを、業者はそれを可燃、不燃に分けてそれぞれ処理する、そういう意味ですか。その処理は業者がするんですか、それとも例えば可燃部分はクリーンセンター、不燃部分は不燃物、どこまで業者に委託するんですか。

○**矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

○**清水クリーン推進課長** スtockヤードで、クリーンセンターで集めた混合粗大ごみにつきましては、業者さんのほうに全量を委託いたしまして、業者さんの工場のほうでそれぞれ、例えば金属部分とか木の部分とかに分けられまして、資源化するものは当然資源化いたしますし、木くず等でも資源化できるものは資源化すると。どうしてもやむなく焼却しなければならないものとか出てくるかもしれませんが、そういったものについては発電できるように、いわゆるサーマルリサイクルできるような処理方法で処理をされるという

ふうには伺っております。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまり、集めた混合粗大ごみを業者に処理はもう完全に任せる、そういったことをするということなんですね。分かりました。

それから、あと1つ。例えば、よく言う一般的な話ですが、いわゆる粗大ごみでまだ使えるものをごみに出すとか、ちょっと修理すれば使えるようなもの、そういったものがよく出されていて、これも他の自治体の例で、だから業者さんというか、使えるものとか、ちょっと修理して使えるようにしたもの、それをいわゆるリユースをする、そういうふうに行っているという例はあると思うんですが、そういったお考えはないですか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 今、クリーンセンターのほうは可燃物のほうの処理をしてるんですけども、その中では今ちょっとそのような、市のほうでやるという考えはございませんで、リサイクルプラザさんのほうは住民の方にそういったものをお渡しするような、すみません、ちょっと定かではないんですけども、そういった制度も持っておられるというふうには伺っております。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうすると、例えばですが、この混合粗大ごみというのを、最終的に業者委託になるという話ですが、クリーンセンターで扱うのではなくて、リサイクルセンターで扱って、そういったリユースできるものはするみたいな、そういったことは考えられないんですか。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** ちょっと今、どういったものをお持ちになれるのかが実際やってみないと分からないんですけど、それをまた使えるものにして何らかの形で販売するなり無料でお渡しするということは、今現在は考えておりません。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 質問の趣旨は、いわゆる粗大ごみで使えるもの、何らかのことをすれば使えるものをリユース、そういったことをある程度リサイクルプラザでやっているということなんですよ。そうすると、今回のこの混合粗大ごみの処理もそういった一環で、リサイクルプラザで扱うということは考えられないんですかというのが質問です。

**○矢田貝委員長** 清水クリーン推進課長。

**○清水クリーン推進課長** 今、リサイクルプラザに行くものは全て不燃物しか行っておりませんで、今回扱うのが混合粗大ごみですので、今までリサイクルプラザに行ったことなく、処理に困っておられて、皆さんがずっとおうちのほうに保管されてるようなものが想定でございますので、そのように理解しております。

**○矢田貝委員長** ほかにないでしょうか。

ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 4 8 分 休憩**

**午後 1 時 4 9 分 再開**

**○矢田貝委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、重層的支援体制整備事業の実施及び総合相談支援センターの開設について、当局の説明を求めます。

山崎福祉政策課地域福祉推進室長。

**○山崎福祉政策課地域福祉推進室長** 福祉政策課のほうでこれから進める予定にしております重層的支援体制整備事業の実施及び総合相談支援センターの開設について、御説明をさせていただきます。

まず、この重層的支援体制整備事業と総合相談支援センターの開設の目的についてでございますけれども、福祉政策課のほうで中心となって令和2年から策定をいたしました米子市地域つながる福祉プランの中で、米子市は包括的な支援体制の整備ということを掲げております。その方針の一環として、社会福祉法の中で規定をされました重層的支援体制整備事業、これを米子市として実施し、進めていくと同時に、この重層的支援体制整備事業を進めるに当たって、その中核的な機能を担い、その拠点となる総合相談支援センターというものをふれあいの里の中に開設をいたします。この総合相談支援センターについては、後ほど説明を申し上げますけれども、市民の方からのあらゆる生活相談について受け止めて支援を調整していくですとか、あとは、多様な関係機関との支援の調整を行い、サービス調整、もしくはサービスの対象にならない、はざまの問題への対応も中心となってその役割を果たしていくものでございます。

資料の2番目に移りまして、まず米子市が進めようとしております重層的支援体制整備事業について説明をさせていただきます。この重層的支援体制整備事業につきましては、資料にありますとおり、主に4つの取組について進めていく、一体的に進めていく事業でございます。この重層的支援体制整備事業は、多様化する支援ニーズに対応するため、この支援ニーズといいますのは、必ずしも既存の制度ですとか公的なサービスの対象になるとは限らない問題も多々ございますけれども、そういったものに適切に対応していくために、既存の分野ごとの相談支援の、今まで培ってきた機能は最大限生かしつつも、そういった分野の壁を超えて一体的に動かしていく、包括的な支援を行っていくというものでございます。

この4つの機能のうちのみならず1つ目ですけれども、多機関協働事業という事業を行っていきます。これは重層的支援体制整備事業全体の中の一番中核的な事業に位置づけられる事業でございます。複雑・複合化した課題を抱えておられる世帯の方に対して、いろいろな機関ですとか取組、活動が関わらないとなかなか支援が難しいケースがあった場合に、そういった方の支援をうまく回るようにコーディネートしていく、そういった事業でございます。具体的には、多機関が協働して支援をしていくためのプランを作成する、もしくはそのプランを基に支援調整会議、重層的支援会議といいますけれども、そういった会議を開催をしまして、多機関でそのプランについて検討をする。その会議の中で、それぞれの関係機関の役割を確認をしてその支援を実行していくというような、多機関の協働支援をコーディネートしていくような、そういった事業を行っていきます。

2つ目として、参加支援事業という事業がございます。これは社会的孤立の状態にある方、もしくは社会的孤立の状況に陥るおそれのある方、そういった方に対して、様々な社会的な資源、地域にあるいろんな社会資源とそういった方たちを結びつけることによって、多様な社会参加につなげていくと、そういったことをコーディネートしていくような事業

でございます。

3番目として、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業というものがございます。これは、ひきこもりの状態にある方ですとか、そういった支援が必要と思われるにもかかわらず適切な支援が届いていない方、そういった方に対しましてアプローチをして、例えば家庭訪問をさせていただく、家庭訪問が難しければ電話ですとかメールですとかそういった形、何らかの形でそういった方に接触を試みて、その方へ適切に支援が届けられるように、そういった働きかけを行っていきます。そういった事業でございます。

4つ目として、地域づくりの支援ということで、これは先ほどの参加支援事業とも重なるところもあるんですけども、複合的な課題を抱えていらっしゃる方の支援を組み立てるに当たっては、専門機関だけでなかなかそれがうまくいくということではございません。やはり地域の方々の御理解、御協力ですとか、あとは地域にある様々な社会資源、もしくは地域活動、そういったものと連携をしながらでないとなかなか支援がうまくいかないということが多々ございますので、そういったところのマッチングですとか、必要な地域資源ですとか、地域の中でこういった活動が必要だということであれば、その活動の組立てを支援をしていく、そういった事業を行っていくというものでございます。

この重層的支援体制整備事業は来年度から本格的に実施をする予定でございますけれども、今年度から、試行的な形ではありますけれども、取り組んできているところでございます。多機関協働事業につきましては、福祉政策課に専門職の職員を2名置きまして、現に今取り組んできているところでございますし、3番目のアウトリーチの事業につきましては、現在民間法人さんのほうに委託をさせていただいて、件数はまだそれほどないんですけども、主にひきこもりの状態にある方にアプローチをしていただいているところでございます。4番目の地域づくり支援につきましては、米子市社会福祉協議会さんのほうにコーディネーターを配置をしまして、地域との連携ですとか地域の活動の支援に取り組んでいただいているところでございます。

こういった重層的支援体制整備事業、今説明申し上げました事業を一体的に行っていくということなんですけれども、その拠点として、米子市では総合相談支援センターというものを設置をするということで、地域つながる福祉プランのほうにも掲げております。

その総合相談支援センターの1つ目として、来年度、令和4年4月に、ふれあいの里の中に総合相談支援センターを開設をする予定にしております。この総合相談支援センターですけれども、場所はふれあいの里の1階でございます。現在、ふれあいの里の1階に、米子市社会福祉協議会さんのほうに委託をさせていただいております、ふれあいの里地域包括支援センターがございまして、このふれあいの里地域包括支援センターを委託から市の直営にいたしまして、直営化をいたしまして、この地域包括支援センターを土台として、それを総合相談支援センターに切り替えるということで予定をしております。今までふれあいの里地域包括支援センターさんのほうで、担当地域の中で取り組んでこられたいろいろな取組をベースにしながら、関係機関や地域活動と連携を図り、分野を問わない包括的な支援をこのセンターを中心として実施をしていくということを考えております。

資料の裏面に、2ページ目に参りまして、総合相談支援センターの開設の予定日は令和4年4月11日、月曜日ですけれども、を予定をしております。この総合相談支援センターが行う主な業務についてですけれども、先ほど説明を申し上げました重層的支援体制整備

事業の中核的な取組を行うのはもちろんのこと、そのほかにも、ここに掲げておりますように、まず1つ目として、属性・地域を問わず、市民からのあらゆる生活相談を受け止めて支援につなぐ総合相談窓口というものをこのセンターの中に開設をいたします。あらゆるいろいろな、分野を問わず、いろいろな相談を受け止めて、そこだけで全て解決できるということではないですけれども、しっかりお話をお伺いをして、整理をして、必要などころにつなげていくと。そのセンターが直接支援を行うほうがよければ、そういうふうに行っていきます。

それと、この総合相談支援センターにつきましては、成年後見制度の利用支援に関する業務も行ってまいります。これも同じふれあいの里の中にありますうえるかむさんが成年後見制度に関する相談をかなり一手に受けておられた経過もございますけれども、まずもって、この総合相談支援センターの中で、市民の方からの成年後見制度の利用に関する一時的な相談をお受けをして、成年後見制度の問題につきましては、いろいろお話をお伺いする中で、制度の利用の問題以外にもいろいろな問題を抱えていらっしゃるケースがありますので、そういったことも含めて、総合的に支援の検討をその総合相談支援センターの中で行っていきたいというふうに思っております。その中で、本当に成年後見制度の利用という段になれば、当然うえるかむさんのほうと連携をさせていただいて、成年後見制度の利用に向けて支援をしていくということを考えております。

そのほかにも、この総合相談支援センターは、人材育成研修ですとか関係機関のネットワークの中核となって、各支援関係機関のバックアップの機能も果たしていきたいというふうに考えております。そもそもこの重層的支援体制整備事業というのはこの米子市だけが全て行うというものではございませんでして、今ある各分野のそれぞれの相談支援機関がしっかりと市民の方からの相談を受け止めて、それをこのセンターにつないでいただいて、一緒になってその解決に取り組んでいくという全体の体制の構築が必要となってまいりますので、そういった意味で、各民間の支援機関ですとか、そういった各分野の支援機関の人材育成研修ですとかバックアップに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、この総合相談支援センターは、先ほど申し上げましたように、ふれあいの里地域包括支援センターを直営化をいたしますので、当然、この地域包括支援センターとして行わなければいけない業務、今まで行ってきた業務については継続をしていきます。担当エリアも今までどおりのエリアを担当することになります。

職員体制につきましては、今予定しておりますのが、この総合相談支援センターには市の職員を4名配置したいと考えております。内訳といたしましては、正規職員2名と任期付職員2名です。この任期付職員2名といいますのは、今既に福祉政策課のほうにおります専門職でございます。続きまして、職員体制として、あと、今、米子市社会福祉協議会さんのほうにおられます地域包括支援センターの職員、この職員の方々を、米子市社会福祉協議会さんに在籍をしたまま米子市のほうに出向してきていただくという形で、このセンターの職員として活躍していただくということを考えております。

続きまして、このセンターの広報についてでございます。広報につきましては、今取り組んでいるもの、もしくはこれから取り組むものがございますけれども、まず1つ目として、広報よなごのほう、4月号に特集ページを掲載する予定にしておりまして、そこで市民の方には周知をしていきたいと思っております。あわせまして、チラシ等を作成しまして配

布を考えております。

次に、2番目として、ふれあいの里地域包括支援センターのエリアにつきましては、担当公民館を回りまして説明をさせていただきたいと思っております。これは、実はもう既に最初の予定ではこの説明は行っている予定だったんですけども、コロナウイルスの関係がございまして説明をちょっと控えてたという事情がございまして、これから公民館のほう、コロナウイルスの関係が収まりましたら説明に回りたいというふうに考えております。

そのほか、各支援関係機関のほうにもこのセンターの役割ですとか連携について説明をさせていただきたいと思っておりますので、これは今までも各いろいろな会議のほうに我々の職員が出かけていって御説明を申し上げてきたところでございますけれども、今後いろいろな機会を捉えながら説明に尽くしていきたいというふうに考えております。

来年度以降も、いろいろ関係機関向けに人材育成研修を行って、その中でこの重層的支援体制というものを御理解いただきたいというふうには考えておりますけれども、これは今年度も既に行っているところでございますが、引き続き、専門職だけではなくて、一般市民の方にも対象とした、そういった研修を行って、そういった研修を通して我々の取組を知っていただく機会にしたいと考えております。

今後の展開ということで書いておりますけれども、まず米子市として、この重層的支援体制整備事業、国が掲げているこのものはあるんですけども、米子市として具体的にどういうふうに進めていくのかというものを実施計画としてまとめたいというふうに考えております。

最後に、この総合相談支援センターが4月に稼働して、稼働した後も、実際のセンターの取組ですとかこの重層的支援体制整備事業全体の取組について、しっかりと検証する場を設けまして、課題があれば、それを改善していくという取組につなげていきたいと思っております。あわせて、地域つながる福祉プランの中では、米子市を7つの福祉圏域に分けて、その圏域ごとに総合相談支援センターを設置するというものを掲げております。ですので、この総合相談支援センター1つで終わりではなくて、2つ目、3つ目という設置を考えておりますので、まず1つ目ができたからそれで終わりということではなくて、なるべく早い時期に2か所目の開設の準備に取りかかってまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

前原委員。

**○前原委員** 説明をいただいたんですが、なかなか理解できなくて、たくさん言葉が出てきて、この総合相談支援センターの中に包括業務があるのかってということになると思うんですけども、この違いってというか、図面で、図で示してくれれば分かるんだけど、言葉で言われても全く分からないんですよ。多分、私が頭が悪いのかもしれないですけども、理解される方は、口頭で言われても分かんないんじゃないかなと正直思うんですけども、もう少し図式化して、どのような業務がこの中に入っていくのか、どういうふうになっていくのかってことを説明されたほうがいいと思うんですが、その辺について、部長どう

思われますか。

○矢田貝委員長 大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長 私どもはもうずっと研究してるんで分かるんですけど、初めて見られる方、なるほど、そういうふうに思われるなっていうふうになんか感じました。したがって、何か分かるような形にして、もっと分かりやすいものにしていったものをお配りするなり、あるいは市民の方にも提供していくように努力をしたいと思っています。ありがとうございました。

○矢田貝委員長 前原委員。

○前原委員 地域包括支援センターっていうのが今まであったわけなんですけども、私、じゃあ、そこを拡充してって、それをブラッシュアップして、もう少し使い勝手のいいものにしていくのかな、全てを網羅していくのかなと思ったんですが、そういう考えじゃなくて、総合相談支援センターっていうのを各自つくってって、その中に様々な業務を入れてって包括していくんだっていう考え方というふうになんか思われるんですが、それでよろしいんでしょうか。

○矢田貝委員長 大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長 つくり方ですけども、おっしゃるようなやり方もあるんですけども、本市の場合は、総合相談支援センターをぽんとつくってって、その中にこれまであった業務も入れていく、やっていくんだというやり方をやりました。これは一つに理由は、包括は委託でやってるんですけども、なかなかこれまで、議会からもたくさん批判いただいたように、あまりにも十分な出来ではなかったのに、拡充していただくだとすると、根本のところ、本当に助け合いをしていくんだとか、あらゆることを自分で引き受けるのだというふうになかなかならないものというふうになんか考えまして、新しくつくって、今もやっているものを組み込んでいく、そういう形を取らせていただいたところでございます。

○矢田貝委員長 前原委員。

○前原委員 分かりました。いずれにしろ、断らない支援体制っていうことを多分やられたいと思うんです。そういうふうな思いでつくられたと思うんですけども、ちょっと市民の方には、これ、口頭だけ、言葉の羅列じゃ分からないと思いますので、広報に関しては、どんなことを受けるのかとか、あとは図式とか、人員体制なんかを細かく説明できるように、もうちょっと工夫してもらえようをお願いいたします。以上です。

○矢田貝委員長 大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長 広報につきましては、おっしゃるようになんか分かりやすいものを作りますほか、実は地域づくりとも連携してる関係がございまして、総合政策部につくられます地域振興課あたりとも組んで、分かりやすいものを作って、皆さん方に本当に活用していただけるようになんか努力を払ってまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 重層的支援体制整備事業に対しては任意事業だと理解しております。多くの自治体の中ではまだまだ少ないと思いますので、先進的に手挙げをしてくださって、まずは本当にありがたいと思っております。今までの縦割りの中では対応ができなかった多様



化する複雑な問題に対応してくださるということで、本当にありがたいなと思っているところです。ぜひ、4つのこの事業が掲げてありますけれども、地域住民、市民を巻き込んで、地域包括ケアシステムの確立だとか地域共生社会の実現に、本当に大きく目指していただきたいなと思っております。

今年度試行的に実施されたわけですがけれども、その中でどのような課題や問題があったのかということはお聞きしていいでしょうか。

**○矢田貝委員長** 山崎福祉政策課地域福祉推進室長。

**○山崎福祉政策課地域福祉推進室長** 今年、試行的に福祉政策課のほうに専門職2名を置きまして、多機関協働事業のほうを中心に取り組んできたところでございます。その中で、いろいろところで、主に支援機関ですね、我々のところに市民の方から直接相談はお見えにならないので、支援関係機関のほうから我々のところに話が入ってきて、ちょっと複雑なケースなんだけど、どうしたらいいと思うんですとか、そういった経緯でお話が入ってきます。大体、今まで50件ぐらい、ケースに関わってまいりました。その中で、やはり問題になっているのは、いろいろ複雑なケース、制度に当てはまる問題もありますし、当てはまったとしても、その制度だけでは足りない問題、制度以外のところも組み合わせないとなかなかこの世帯を支えていくことが難しいという問題も多々ございました。

そういった中で、その支援を組み立てるといいますか、全体を俯瞰して見て、その世帯にはどういう分野の支援が必要で、もしくはどういった住民さんの協力が必要でっていうことを組み立てて、実際に役割を振っていくといえますか、そういった方がいらっしゃる場合といらっしゃらない場合があるということです。いらっしゃる場合っていうのは、たまたまベテランの方がいらっしゃるって、そういった方が組立てをしておられるケースもあるんですけども、そういったケースはかなり少なく、結果として、その方は相談に行くんですけども、何となく制度上のサービスだけを提供されて、本当に必要な支援が提供されていなかったというケースがかなりございまして、これ、我々のところでもし介入してなければどうなっていたのかなというふうな思いを持ったところでございます。そういった全体を俯瞰して見て、トータルで支援を組み立てていくようなところがないというところが課題として浮き彫りになってきたというふうに感じています。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** ありがとうございます。本当に、全体を見てコーディネートしていくっていうようなところが今まで足りなかったのかなと思いますし、また多分、借金だとか、相続だとか、住居のことだとか、就労支援だとか、いろいろな、市だけでは担えないところも出てくるんじゃないかなと思うので、やっぱりいろいろな機関とまずはつながっていただいて、このことはこの人をお願いできればとか、つなげるということをどんどんやっていただきたいなと思いますし、また地域の民生委員さんだとか、自治会長さんだとか、そういう方にもぜひぜひもっともっと周知をしていただいて、横展開っていうか、地域に広げていただきたいなと思いますので、これは要望です。ありがとうございます。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにいかがでしょうか。

森谷委員。

**○森谷委員** すみません、事業内容の中で、重層的支援体制整備事業の3番目、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業ということで、ひきこもりの状態等々という文言あります

けども、こども総本部との総合相談支援センターの関係性とか、こども総本部であれば18歳までのお子さんを対象ということなのか、それで、それ以上の、成人以降のひきこもりの方に対してはこの総合相談支援センターが対応するのかと、その辺ちょっと説明をお願いできたらと思います。

**○矢田貝委員長** 大橋福祉保健部長。

**○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長** こども総本部との関係で申し上げますと、あそこにもこども相談課っていうのがございまして、子どもに関するものの、一括して受けてるところがございまして。一応の頭の中では、18歳というところで年齢切り分けてはいますけれども、どちらがどちらということではなくて、最初に受けたところがしっかり最後までいこうという関係ではあります。したがって、このアウトリーチ事業なんかに関しましても、こども総本部からの依頼でお使いいただけるようにするというような関係では、景山総本部長との間では協議をしているところでございます。

**○矢田貝委員長** 森谷委員。

**○森谷委員** ということは、総合相談支援センターが、大きなバックボーンの中にこども総本部があるという位置づけなんですか。

**○矢田貝委員長** 大橋福祉保健部長。

**○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長** そのとおりで理解していただいて結構です。たまたま最初に、こども総本部のほうにできましたこども総合相談というのが、子どもに関する総合相談をやって先行したものですから、ちょっと分かりにくくなりましたけども、立てつけとしては、総合相談支援センターが全体像があって、子どものほうはこども総本部に特化した形でありながらも連携していると、そういう感じでございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 先ほども前原委員のほうから地域包括との役割分担についてよく分かるように図式をという話がありましたけれども、地域包括支援センターは、高齢者の福祉とか介護保険のほうの、どちらかという高齢者の福祉を中心にした制度だったと、役割だったと思うんですが、その相談の中でもいろんなケースがあって、老人のケアだけすればいいということにならないというのがたくさんあったと思うんですね。その部分のところは総合相談支援センターのほうで解決のほうへ向かうということになるわけですか。

**○矢田貝委員長** 大橋福祉保健部長。

**○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長** 委員御指摘のように、高齢者というのがどうしても地域包括には頭にあったものですから、そういうのが、投げてあるわけではありませんけれども、結果的にたらい回しになっていたことがあります。この総合相談はそうではなくて、もう全体を、例えばそこに障がい問題とか貧困の問題が絡んでても、まとめてパッケージでサービスをします。そういう感じでございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 大事なことだと思うし、制度と制度のはさまっているのがかなりいろいろあると思うんですが、実際に制度がないというか、この制度が当てはまるみたいなのが明確にない問題だったりすると、その解決のためにはどんなふうにされるのかっていうのが、ちょっとイメージが、難しいことだと思うので、どんなふうなケースをどういうふうにされてるのかっていうのをもうちょっとお聞きしたいなというふうに思うんですが。

○矢田貝委員長 大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長 社会福祉、特に介護保険ができる前ですね、2000年以前の話っていうのは、本当にそういうものがなくて、じゃあ、どうしてきたかっていいますと、やっぱり地域の人が一生涯懸命いろんなものをつくってこられました。創造的に、親戚の力を借りたり、近所の力を借りたり、そういう運動を多分この総合相談支援センターのソーシャルワーカーたちはすることになります。端的には、単語で言いますと、社会資源づくりという言い方をしますけれども、ある方の人生をうまくいかせるために使える制度がなかったとしたら、その人を助けていくための仕組みをつくったり、あるいは近親者の応援を頼んだり、あるいは地域のほうにそのサービスをつくってもらったりしながらやっていく、創造的な取組をしていくということになります。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 それが機能すると、いろんな新しい制度が生まれることもあるでしょうし、今ある制度がもっとよくなるっていうこともあるでしょうと思います。それはとてもいいことでは、いい方向ではないかと思うんですが、そのためにはかなりの力が要するというふうに思いますので、今職員が4名の配置とかいうことがありますけれど、やっぱり専門性のある人、いろんな分野でよく分かってる人などが配置されながら、しっかり働けなければいけないというふうに思います。

この重層的な支援といいますか、の問題っていうのは、もう2年ぐらい、もっと前からかな、いろいろ聞いてるんですが、実際にはなかなか具体的な形で目に見えないので、見えないんですよ。いろいろ個人のプライベートな問題もあるから、そう全部が見えるようにはならないっていうのは分かるんですが、ちょっとどんなふうに進んでいるかが見えにくっていうのがあります。本当に進んでるのかなっていうふうに疑問に思っているところもあるんですね。実際に上がってる成果のことなどがもうちょっと分かるようにならないのかなっていうふうに思ったりするんですが。

○矢田貝委員長 大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長 先ほど山崎のほうから申しあげましたように、50ケースが今年、特に、多機関協働型っていういろんな機関が関わらなきゃいけない部分で関与したところ、私たちの関与がなければそのまま終わってたなみたいなことがあります。これはもちろんプライベートに関することが多いものですから、私たちとしても、そこを取りまとめて報告する場、今やってる最中なものですから、その成果につきましては、また年度の終わった後、例年では5月になりますけども、そこでしっかりと御報告させていただきたいと思いますし、市民一般から見え方としては、組織もまだできてませんので、来年度4月にふれあいの里に看板がぶら下がって、そこからスタートというふうに思っていたきたいというふうに思います。

○矢田貝委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 ふれあいの里って、今回の総合相談支援センター、それから、いわゆるこども総本部とかがありますよね。例えば、市民がある困り事を抱えていて、相談したい。それで、ふれあいのセンターに行ったとして、市民はまずどこに行けばいいんですか。

○矢田貝委員長 大橋福祉保健部長。

**○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長** ふれあいの里に、玄関入りますと、まず最初に、指定管理者が設けている総合案内がございますので、普通はそこに行かれます。その裏がすぐこども相談課でございます。右手のほうちらっと見ていただきますと、そこに総合相談支援センターという看板ができる予定にしておりますので、そのどれかに行っていただくと、どこに行ったとしてもうまくつながるような仕組みでございますし、さらに、たまたま本庁のほうに来られた、本庁のほうに来られますと、まだ福祉課だとか長寿社会課など、いろいろ福祉保健部の課がありますし、福祉保健部長もおります。そこに来られたとしたら、そこでしっかり受け止めた上で、さらに、ああ、これは専門家としての総合相談支援センターなどの支援が必要になったらお返しをしていく、一緒になってそこでやっていると、そういう形になりますと思ってください。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** これを聞くのは、ちょっと事例があって、何か相談したくてふれあいの里に行ったけど、どこの窓口に行ってもいいか分からなくて、そのまま帰ってしまったというか、そういう事例ちょっと聞いてます。だから、例えば、デパートなんかでいる総合案内所みたいな、分かりやすく、そこに行けば、内容によっていろいろ、これだったら、いろいろ案内をしますよね。だから、行って、総合案内所みたいなのが分かりやすく、ここに行けば、まずここに行ってちょっと話をすれば、あとはその内容によっていろいろ紹介してくれるみたいな、そういった場が目立つように、市民が分かるように、それが今言った、例えば、入ったところに指定管理者で何人かいますけど、そこに行けばそういった総合案内所的な役割をしてもらえるところなのかどうかもよく今の段階では分からないです。逆に、受ける側からいったら、どこに来てもらってもちゃんと対応しますよと言われても、相談する側はどこに行ってもいいか分からないの裏返しになるので、やっぱり総合案内所的なところ、そういったもの、分かるようなものが必要ではないかなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。

**○矢田貝委員長** 大橋福祉保健部長。

**○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長** 今の事例は初めてお聞きしたところでございますので、そういう迷いがある方がいらっしゃるとすれば、分かりやすいように、現に指定管理者の受付されてる方、非常にうまい具合に対処していただける方ばかりですので、さらにそこを分かりやすくということで工夫をさせていただきたいと思います。4月の開設に合わせてしっかりやっていきたいと思います。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** あそこがそういう役割をちゃんとしてもらえるという、しているんだとすると、それが分かるような形で、それこそ看板とか、分かるような説明をぜひつけてもらえればいいんじゃないかと思いました。

**○矢田貝委員長** ほかにございますか。

石橋委員。

**○石橋委員** よろしいですか、すみません。このふれあいの里の包括支援センターは委託であったものを直営にということで、職員の話は、福祉協議会の職員でありながら、派遣じゃない、出向みたいな形というふうに言われました。ほかの地域包括支援センターは全部委託ですよ。これまで米子市は直営っていうのはしてきませんでした。これを直

営にしたことの意味を聞いておきたいなというふうに思います。

**○矢田貝委員長** 大橋福祉保健部長。

**○大橋福祉保健部長兼福祉政策課長** これはいわゆるソーシャルワークを世の中に広めていこうという運動でございます。これまで地域包括支援センター制度というものがしばしば議会でも取り上げられてまして、地域づくりを含めた、それこそ高齢者限定になってしまっていて、なかなか人の役に立ってないんじゃないかっていう疑問はずっと議会からも投げられたところで、私どももそれに対して対処を頑張ってきたところですけども、構造的な問題として、社会福祉法人といえども、民間企業の収支計算が、収支が合っているという運命から逃れられないようでございますから、そうなったときには、私たちが今やっている総合相談っていうのは値つけができないんですね。1時間幾らということになかなかならないですし、1件幾らとはならないわけです。そうすると、なかなかこの厄介なケースをお引き受けいただくのは今の報酬体系では少し困難があるもんですから、もうじゃあ、公務員としては正職員として採用されている以上、コストはペイされているわけですから、そこでしっかりやろうというので直営を選択させていただいたところです。

それから、もう1点あるのは、これは社会運営者として米子市役所があるんですけども、どうかすると、現場のことを無視したり、あるいは上から目線だったり、あるいは机上の空論だと言われることも、いろいろな本を読みますと、運営者として批判されています。そういう意味で、私たちも社会福祉の相談の実践の前線に出張って行って、米子市内には本当にたくさんのソーシャルワーカーが活動しておられますけども、相談員がいらっやいますけども、その方々と同じ目線で物事を私たちの職員も体験していく必要があるという考えの中で直営を選択いたしました。したがって、全部が直営でなきゃいかんというわけではないんですけども、第1号店の開店に当たっては、先ほど言った2点の意味から直営でさせていただいたところでございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 今おっしゃったのは本当にそのとおりだと思います。最初に包括支援センターができたときから、全部じゃなくとも、直営の包括支援センターがあるべきだというのは私の持論でしたけれど、やっとそういうことになったのかというふうにも思います。全部がそうじゃなくてもいいけれどって言いますけれど、包括の持ってる問題、経営の問題も含めて、はやっぱりどこも一緒です。そういう意味では、それを解決していくっていう方向は、この新しい直営の包括をやりながら検討していただきたいと。やっぱり民間企業に委託するっていうのには限界やら問題やらがあるということの問題を、今後これを機にさらに検討していただきたいと思います。

**○矢田貝委員長** ほかにいかがでしょうか。

ないようですので、本件については終了します。

次に、新型コロナワクチン追加接種等の対応について、当局の説明を求めます。

中本健康対策課長。

**○中本健康対策課長** 新型コロナウイルスワクチン追加接種の前倒しの方針等と小児接種の検討状況についてお話しさせていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、1、2回目としまして、昨年の2月の医療従事者の接種を皮切りに、本市では4月にモデル的にスタートしまして、5

月から本格的に進ませていただきまして、現時点におきまして、1、2回目接種の接種率は84%というところがございます。年内でございましたら83.4%というところで、年内に大体80%にした目標も達成でき、集団免疫を80%超えてつくるということも確立できたのではないかと思います。これもひとえに医療従事者の皆様、議員の方も含めた市民の方々の御協力があってということで、この場を借りて感謝申し上げます。

今回お示ししてお話しさせていただきたいのが追加接種というところで、オミクロン株の流行により、追加接種、いわゆる3回目の接種につきまして、速やかに実施することが有効な手段であることから取り組んでいるところがございます。こちらは12月1日から医療従事者を皮切りに取り組んでいるところがございますが、御存じのこのようなオミクロン株の拡大により、国・県の方針である、できる限りの追加接種の前倒しについて、その実施方法、スケジュールを、この場で現状も含めて御説明させていただきたいと思っております。ちなみに、3回目の接種率につきましては、現時点におきまして13.7%というところがございます。

本題に入りますが、まず、国・県の方針については、資料の1の(1)、(2)にございますとおり、国におきましてから複数回の前倒し、さらなる前倒しの方針を得て、いずれも現時点においては、できる限りとは限定されてますが、2回目接種から6か月経過された方が接種できる体制を取ることで、いわゆるその対象者に接種券を送付して接種を可能にすることとなっております。

これを受けまして、本市といたしましては、1の(3)、米子市の対応方針に記載してあるよう、18歳以上、3回目接種につきましては、対象者が12歳以上ではなくて18歳以上に変更になっておりますので、18歳以上の全ての追加接種対象者について、2回目接種から6か月経過後から接種が可能となるよう、接種券の発送等、順次段階的に体制構築を進めているところがございます。具体的には、医療従事者等、高齢者施設等の入所者等については、既に2回目接種から6か月経過後の方に接種券を送付して接種が開始しているところがございます。

(3)のアに記載してあるように、一般の高齢者につきましては、令和3年7月末までに2回接種を完了した65歳以上の高齢者へ令和4年2月10日までに接種券の発送を完了し、届いた方から予約・接種を開始しているところがございます。

段階的にこういうことを踏ままして、令和4年2月28日、今月の末、2月28日からは毎週、6か月経過した方へ接種券の発送を開始し、届いた方から予約・接種を開始するという、国、県も求めている、6か月経過した方への接種体制がここから完全に確立されるという状況になります。

続きまして、64歳以下の方についてでございますが、こちらも令和3年7月末までに2回接種を完了した64歳以下の方へ令和4年2月15日までに接種券の発送を完了しまして、届いた方から予約・接種を開始していただいているところがございます。

裏面に行きまして、それを踏まえまして、先ほどと同様、令和4年、今月の2月28日から毎週、6か月経過した方へ接種券の発送を開始し、届いた方から予約接種が行えるということになります。

続きまして、実際の接種体制についてでございます。3回目接種、追加接種につきましても、1、2回目接種と同様に、米子市としては集団接種と個別接種の併用型で行うこと

に、この感染拡大におきまして、鳥取県のほうも、鳥取県が独自に開設しております大規模接種会場での集団接種によるものを含めまして、速やかな接種を目指していきたいというふうに考えております。

まず、今現時点の2月の状況におきましてでございますが、2月につきましては、具体的には各医療機関による個別接種、こちらは1、2回目と同様に、約120の医療機関において個別接種を実施いただいております。集団接種につきましては、現時点におきまして3会場、ふれあいの里、淀江支所、第2庁舎の3会場で集団接種会場を米子市として開設しているところでございます。ふれあいの里につきましては木曜日、土曜日、日曜日。淀江支所、第2庁舎におきましては日曜日というところで集団接種を構築しているところでございます。これにプラス県営大規模接種会場での集団接種会場を鳥取県のほうに開設しているところでございまして、こちらに関しましては、大規模っていうところもありますので、エッセンシャルワーカー、教員の方だとか保育士の方、今回ちょっと子どもさんのほうに感染拡大が偏ったところが出ましたので、そういった職業の方をこの集団接種のほうに我々のほうから紹介して誘導していくということもさせていただいております。

来月につきましては、同様に個別接種は120の医療医療機関を中心に行って、集団接種会場につきましても、3会場ではございますが、ふれあいの里、淀江支所、第2庁舎において、ふれあいの里は木、土、日、変わらずですけども、淀江支所と第2庁舎につきましては、日曜日だけから土曜日と日曜日という形で接種の枠を広げていきたいというふうに考えております。県営大規模接種会場につきましても、県のほうが回数をまた増やして調整しているところでございますので、こちらのほうにも、その枠に対して、エッセンシャルワーカー等、集団で導けるようなものを我々のほうも協力させてもらって、体制構築を取りたいというふうに考えております。

続きまして、具体的にワクチンのことについてお話しさせていただきます。今回、ワクチンにつきましては、追加接種に必要なワクチンを、1、2回目はファイザー社のワクチンをベースに行ってきたところでございますが、供給量の関係でファイザー社製とモデルナ社製を合わせて総数を確保していること、現にモデルナ社製の総数のほうがある程度多数ということになりますので、今、2月の時点ではファイザー社製を米子市は中心に接種しているところでございますが、3月からは市の集団接種会場におきましても、モデルナ社製のワクチンを使用して開始する予定でございます。今後、ワクチン量の関係でございますので、我々のほうが希望というか、決断できないんですけども、4月以降も恐らくこの傾向が続くのかなというところで、ファイザー社製のワクチンからモデルナ社製のワクチンにどんどん切り替わっていくようなイメージになろうかと思っております。

当然、1、2回目、これ、交接種といいまして、1、2回目はこういうような事情でファイザー社製のワクチンを打たれていた方が3回目はモデルナのワクチンを打つということが当然発生してくると思います。これを交接種という言葉で言われておりますけども、当然これは、こちらに関して御不安な方等々、情報いただいておりますので、こちらでも当然速やかな接種のためだということも含めまして、安全性、有効性、そちらのほうを十分に、広報よなごとかホームページだけではなくて、新聞折り込みとか、そういうものを含めまして、直接的ないろいろなアナウンスも含めて、十分な周知を県と共にしていきたいというふうに考えております。以上が追加接種の前倒しの方針等についてのお話でござ

ございました。

最後に、2番、小児接種についてのお話でございます。こちらに関しましては、記載が3行足らずしか書いておりませんが、現時点において、100%体制の確立が今できておりませんが、大方の考え方が決定しておりますので、この場でお示しさせていただきたいと思っております。

明日、医師会の小児部会さんと、ある程度最終的な話し合いになるかと思うんですけども、その中で大方の方針が決定されますが、5歳から11歳の小児接種につきましては、今、米子市としては個別接種による接種体制を考えております。大人のように個別接種と集団接種というやり方ではなくて、個別接種単独で行いたいというふうに考えております。

あと、やり方としては、個別接種だけで行う場合も含めてなんですけども、米子市だけではなくて他市町村さん、例えば日吉津村さんとか、小児医療機関がありませんので、日吉津村さんとか他市町村さんから、西部広域で広域化を組んでいただけないかという、我々のほうに強い要望がありましたので、我々としても、本市の西部地区の役割から考えると、そこはお受けするということなので、接種室の職員も大変だとは思いますが、そこも踏まえまして、広域化を目指していきたいというふうに考えております。

具体的には、今言った広域化に当たっても、基本的には個別接種を行っていききたいというふうに考えております。この個別接種につきましては、今、希望調査が終わりまして、その希望を、やっていただけるといって個別医療機関に対しまして、なるべく、いろいろな課題があるんですけども、1バイアル、10人分の被接種者が集まるのが前提になりますので、今課題となっているのが、10人小児接種をするに当たって、予約がちょっと取れるのが難しいというお話をいただいております、医療機関から。それによってちょっと懸念されたいということが出ておりますので、そういうことを、例えば市のほうで一元管理して、キャンセル待ち等で予約の埋まらない部分の枠を調整するというようなことを踏まえて、個別接種に踏み切ろうと思っております。

議員さんのほうにもお話入ってるかもしれませんが、集団接種に傾かなかった理由としては、やはり5歳から11歳のお子さんにワクチンを打つていうのに抵抗を持たれてる方も大人以上にありますので、そこら辺について、集団接種で、接種率もちょっと正直分からないところがある中で、がらがらになるということが想定される部分もあるのかなというところで、まずもって個別接種で進んでいきたいというふうに思っております。これに関して、こちらワクチンが、実を言いますと、ファイザー社のワクチンを使うんですけども、大人のファイザーと違うワクチンを使いますので、そういった形で、ワクチンがファイザーで2種類、モデルナで1種類という形で、結局3種類のワクチンを使っていくという形になる中で、手挙げの医療機関で、きちんとできるところで確立させていただきたいという狙いもあります。

時期につきましては、あしたの説明会も含めまして、来週ぐらいに様々な微調整をさせてもらって、2月中には確定して、3月の中旬あたりから接種開始したいというふうには今思っております。こちらのワクチンについても、3月までの1,800人分、米子市に当たりましては割り当てられてるんですけども、4月以降の割り当て等々もまだ現時点で決まっておきませんので、まずはそういう形で、一気にできるという体制にはならないかもしれませんが、そういう形の体制を組みまして進めていきたいというふうに考えて



おります。

説明のほうは以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

前原委員。

**○前原委員** ちょっと教えていただきたいんですが、説明の中で、12歳から18歳の接種っていうのがすぼんと抜けちゃってるんですけども、これって今どうなってるんでしょうか。どんな計画になってるのか教えてください。

**○矢田貝委員長** 渡部健康対策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室長。

**○渡部健康対策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室長** 3回目の追加接種につきましては対象が18歳以上ということで、12歳から17歳は対象にはなっておりませんが、1、2回目の接種につきましては12歳以上ということになっておりますので、12歳から17歳の方につきましても、1、2回目未接種の方につきましては現時点でも打てる体制を取ってるところでございます。

それから、新たに誕生日が来て12歳になられた方につきましては、その誕生月の翌月に1、2回目接種用の御案内等をお送りいたしまして、順次予約をして接種いただけるようにということで体制を整えております。以上です。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** その発送ですね、接種券の発送っていうのは、いつからされるんですか。

それと、これはじゃあ、要するに個別接種も集団接種もあるっていうことでいいんですね。そういう考え方でいいんですね、接種券の発送。

**○矢田貝委員長** 渡部推進室長。

**○渡部健康対策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室長** 12歳から17歳のところということで、去年の6月の時点で12歳になられてる方については既に接種券発送は終わっております。あと、その後に随時、12歳の誕生日を迎えられた方には毎月送付をしているという状況でございます。

接種につきましても、現在、12歳から17歳の方につきましても、集団接種、個別接種で接種をすることが可能となっております。以上です。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** 失礼しました。ちなみに、その年齢の方の接種率ってどのぐらいなのかっていうのがちょっと気になるんですけども、分かりますか。

**○矢田貝委員長** 渡部新型コロナウイルスワクチン接種推進室長。

**○渡部健康対策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室長** 2回目の接種率ということで、ちょっと5歳刻みのものしかデータがないんですけども、12歳から14歳の方、これにつきましても、2回目の接種が終わられた方が62%。ちょっとこれも、5歳刻みなものでちょっと17歳までっていうことにはならないんですけども、15歳から19歳までの方が77.6%となっております。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 4 8 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 矢田貝 香 織